

随意契約理由書

神戸市

件 名	令和 7 年度 海岸線 5000 形車両用台車部品他購入
契約の相手方	日本製鉄株式会社 大阪支社
根 拠 法 令	地方公営企業法 施行令 第 21 条の 13 第 1 項 2 号に該当
随意契約の理由 今回、購入予定の台車等の部品は、海岸線 5000 形電車の台車を構成する部品である。電車の走行・停止など車両の基本性能及び安全性に大きな影響を与え、その購入目的は、現有部品との取替である。 したがって、これら部品の取付互換はもちろんのこと、海岸線 5000 形電車の走行性能や台車の機能・構造・特性を十分理解したうえでの製作・手配が必要不可欠である。 これらの諸条件を満たす業者は、車両新製時に当該部品の製作を担当した上記業者のみである。	
担 当 部 署	交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 御崎検修係 (電話番号 078-652-7340)